

京都市林産物需要拡大センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 81 号

京都市林産物需要拡大センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市林産物需要拡大センター条例の一部を改正する条例（平成22年3月26日京都市条例第 52 号）の施行期日は、平成22年4月1日とする。

（産業観光局農林振興室林業振興課）